

報告第7号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、訴えの提起について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年3月24日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、区政情報開示費用の請求に関する訴えの提起について、次のとおり専決処分する。

令和8年3月13日

足立区長 近藤 弥生

## 訴えの提起について

足立区は、下記により東京高等裁判所に対し、訴えの提起をする。

### 記

#### 1 相手方

足立区梅田在住者

#### 2 訴えの要旨

- (1) 足立区が相手方に対し、区政情報開示費用未納金 4 5 2 , 9 5 0 円の支払を求めて東京地方裁判所に訴えを提起したところ、3 5 3 , 4 0 0 円の限度で認容する旨の判決が言い渡された。
- (2) 上記判決の内容の一部に不服があるので、東京高等裁判所に控訴を提起する。

#### 3 訴訟の遂行方針

足立区職員を指定代理人に選任し、訴訟を遂行する。